

商工委員會議録第二十一号

昭和三十三年三月二十五日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事阿左美廣治君 理事榎本 一雄君

理事島村 一郎君 理事長谷川四郎君

理事松平 忠久君

有馬 英治君

神田 博君

櫻内 義雄君

中垣 國男君

福田 篤泰君

横井 太郎君

志村 茂治君

田中 利勝君

水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 小笠 公昭君

通商産業事務官(通商局長) 松尾泰一郎君

中小企業庁長官 川上 爲治君

通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 今井 善衛君

委員外の出席者

参考人(全国信用保証協会連合会常務理事) 深瀬 晃君

参考人(全国地方銀行協会常務理事) 吉橋 鐸榮君

参考人(全国中小企業等協同組合中央会常務理事) 岡崎 正男君

参考人(群馬県信用保証協会専務理事) 小淵 達一君

専門員 越田 清七君

三月二十日

委員日野吉夫君辭任につき、その補欠として永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

日本貿易振興会法案(内閣提出第八号)

中小企業信用保險公庫法案(内閣提出第一〇一七号)

中小企業信用保險公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一一七号)

○小平委員長 これより會議を開きます。

まず日本貿易振興会法案を議題とし、審査を進めます。

本案につきましては、すでに質疑を終局いたしておりますので、直ちに討論に入るわけでありますが、別に討論もないようでありまして、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。

日本貿易振興会法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小平委員長 起立総員。よって本案

は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際、田中武夫君外七名より、本案に対し、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる附帯決議を付したいとの提案がなされております。この際田中武夫君の發言を許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 ただいま可決せられました日本貿易振興会法案につきまして、この際自民党諸君の御了解を得まして、自民党社会党両党を代表いたしまして、附帯決議を御提案申したいと思ひます。

まず案文を読み上げます。

一、本会の役員及び運営審議会委員には、出来る限り民間識者の参画を求め、本会の業務が官僚的運営に陥らざるよう充分留意すること。

二、本会の海外活動については、在外公館との有機的連繋及び在外商社との密接な連絡に遺憾なきを期すること。

三、政府は、本会の行う貿易振興業務の機動性に鑑み、資金繰りの承認その他の監督に当つては、本会業務の円滑な運営を阻害せざるよう充分留意すること。

四、本会は、輸出に向けべき商品を生産する中小企業者のために、その輸出意欲を一層旺盛ならしめるよう、国内におけるこれが指導斡旋活動に万全を期すること。

以上でございます。若干補足いたします。

して、提案の理由を申し上げたいと存じます。

ただいま申し上げました案文の一項から四項までの各項目につきまして、すでに本法案審議の際に、各委員から政府委員並びに大臣になされたいろいろな質疑応答の中で、明確に出ているわけでございますが、若干補足いたしますと、まず、第一項の問題につきましては、貿易の振興に當つて、ことにこの日本貿易振興会の運営委員等には、民間の有能な人を入れることによつて、その運営業務が官僚的に陥らないということに特に留意すべきであるということ、申し上げたいと思ふのであります。

なお、二、三の二項目につきまして、貿易の円滑な業務の推進のために、言うまでもないこととございまして、ことに本法案の第一条に、その目的といたしまして「日本貿易振興会は、わが国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施することを目的とする」と、こうありますることを目的に沿つての運営をなすために、ぜひ必要な項目であると確信をいたしております。

第四項につきましまして、ことに今日のまでのジェトロの活動等を見ました場合に、中小企業の面になされた点について、その宣伝等が十分でなかつたというようにも考えられますし、たとえば、パンフレット等を発行いたしましたし、また、そのパンフレットの内容等が、いかにも官僚的な、ある

いはお役所の報告といったようなものであつて、中小企業の業者が、進んでそのパンフレットを見ようという意欲を欠いておつたというような面もあつたのではないかと考えられますから、中小企業の業者の人たちが、進んでこの貿易振興会の業務を理解し、そうして、輸出意欲を一層旺盛ならしめるように努めることは、言うまでもないことと存じます。ことに、中小企業の業者の輸出振興のために、今後、本貿易協会が特に力を入れてもらいたい、こういう氣持を持っておりまして、今までのジェトロの運営等から見ましても、中小企業の点に關して、若干の遺憾な点もあつたと思ひますから、特にこの点を強調いたしまして、はなはだ簡単でございましたが、提案の趣旨の説明にかえたいと思ひます。

どうか全委員の御賛成をお願いいたします。

○小平委員長 採決いたします。田中武夫君の提案の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、小笠通産政務次官より發言を求められております。これを許します。小笠政務次官。

○小笠政務次官 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、全く同感でございます。われわれは、これを趣旨の達成に全力を傾注したい、こう考えております。

すから、よろしくお願いいたします。

○小平委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 次に、中小企業信用保険公庫法案及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、以上両案を一括議題とし、審査を進めます。

○小平委員長 この際参考人の件についてお諮りいたします。本日出席を要求いたしておりました参考人中、全国信用保証協会連合会長田中猛君は、急病のため出席できない旨、連絡がありましたので、同連合会常務理事深瀬晃君を参考人として、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 まず両案について、御出席の参考人より御意見を承ることにいたします。

御出席の参考人各位は、全国信用保証協会連合会常務理事深瀬晃君、全国地方銀行協会常務理事吉橋美君、全国中小企業協同組合中央会常務理事岡崎正男君、群馬県信用保証協会専務理事小淵一君、以上四名の方であります。

この際、参考人各位に、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々は、御多用中のところ、本委員会に御出席下さいましたことを、厚く御礼申し上げます。

申すまでもなく、現下の中小企業金融の増大をはかる一面、その信用力、あるいは物的担保力の増大をはかることは、喫緊の要務であらうと存じます。

本日御意見を伺うことになっております両法律案は、かかる見地より、従来の中小企業信用保険特別会計を発展的に解消し、新たに一般会計から八十五億円を出資し、計百七億円の資本金をもつて公庫を創設するとともに、公庫法施行に伴う関係法律を整理し、かつ保証保険制度等を改めようとするものであります。

この際、中小企業金融の業務を直接担当しておられる方々と、中小企業団体の方より、両案について忌憚のない御意見を承り、もつて、両案の審査に遺憾なきを期したいと存する次第であります。

参考人の御意見御開陳の時間は、お一人お一人十分程度とし、その順序は、委員長におまかせを願いたいと存じます。なお、御意見御発表の後、委員の側から種々質疑もあらうかと存じますので、お含みの上、お願いいたします。

それでは、最初に深瀬参考人よりお願いいたします。

○深瀬参考人 お許しを得まして、私から意見を述べさせていただきます。私は、全国信用保証協会の常務理事深瀬晃でございます。田中が何うはらずでございましたが、病気でござい

ので、私からかわりまして述べさせていただきます。昨年度十億円に引き続きまして、本年度二十億円の国家資金を、われわれ信用保証協会にお貸し付け願う措置が進んでおるように、拝承いたしました。この点につきましては、皆様方のかねがねの非常なお手厚い御配慮を、この機会に御礼を申し上げ、今後ともよろしくお願いいたします。

保証制度につきまして、第一の問題でございますが、包括保険の全面的実施は、保証協会といたしまして非常に困る、こういう点を申し上げたいと存じます。この問題につきましては、昨年八月以来、大蔵省に金融制度調査会が設けられまして、その席上で、この問題が研究されたのでございますが、その調査会の答申につきましては、すでに御承知と思っております。詳しくは申しませんが、その際に、包括保険の問題につきましては、保証協会側から申し上げましたのは、建前としては、包括保険は悪くないのでありますが、現在直ちに全面的に実施いたしますのは、信用保証協会の経理内容、経営方針その他が、極端に申しますと、五十二通りあるような実情でありまして、元来、保険を五十二の協会の中で相互にやるという考え方をそのものに、非常に無理があるのでございます。御承知のように、保険は、非常に多数の相手方の間で保険をすることによって、成立するものでありまして、わずかに五十二の対象の中で、互いに保険をし合うという考え方は、非常に無理なのでござい

まして、しかも、填補率が一〇〇％に近い填補率であれば、この無理も行われるのでありますが、現在の保険制度のもとに考えられております保険料率、填補率では、現在直ちに全面的に包括保険を実施するのは、保証協会の経理に非常に混乱が起きるので、困る、こういう点を申し上げたいのでございます。

なお、つけ加えて申し上げますと、火災保険とか生命保険のように、科学的な保険料というものができておりません。保証協会ができてまして、近々十年そこそこございまして、料率その他につきましては、科学的なデータがございまして、腰だめの保険料でございます。ですから、この点が、保証協会の経理にとりまして、非常に重大な影響を来たのでございます。

さういたしましたして、この保証制度の答申におきましては、中小企業信用保険につきましては、包括保険は将来実施する方針である、こういうふうにはっきりきまりまして、それで直ちに全面的に実施される、こういうことになっておるのでございます。それから、それに附帯いたしまして、小委員会意見というのがございまして、それにも、さらにこの点に付言いたしまして、経過措置といたしまして、一定の金額までの保証に關しては、直ちに包括保険を実施するが、当該金額をこえるものについては、経過措置を設けて、逐次これを実施するということになっておまして、この二つの文書から、包括保険を全面的に実施しないということは、そのときに御出席の大蔵当局とも、十分にお話し合いがついた問題であると、われわれは考えてお

たのでございますが、政府の今回の案におきましては、全面的に包括保険を実施することになりまして、われわれのかねがねのお願いが、全然無視されておるといふ点が、保証協会側として、納得のいかない第一点でございます。

それから第二点は、保険料の問題でございます。五十万円以下につきましては、包括保険が実施されておりますが、われわれ保証協会は、大小さまざまありまして、一律に五十万円を網を打ちまして、全部が保険にかかるといふことになりまして、約三分の二ぐらゐの保証協会は、小口の五十万円以下の保証が多いから、ほとんど全部包括になつてしまふのであります。そういうことからいたしまして、保証協会としては、かねがね二十万円ぐらゐまでのところ段階を設けてまして、一応二十万円、それから十万円というふうな段階をつけまして、協会の実情に応じまして、選択的に包括保険をやらしてもらいたい。たとえば、Aの協会は、非常に小口の保証が多くて、協会そのものも小さいから、十万円ぐらゐの包括保険を当面実施する。Bの協会につきましては、二十万円ぐらゐのところをやるといふふうなことを、お願いいたしておたのでございますが、政府の今回の案は、五十万円以下は全部包括保険ということになりまして、ほとんど保証の全部が包括になる協会の、たくさん出てくるのでございます。それから、さういたしまして、今まで五十万円以下につきましては、政府の案では、二十万円以下につきましては包括保険という制度がございまして、これが填補率が九〇％でありまし

うな保険料の持ち出しが、非常に多くなるのでございます。しかも、御承知のように、填補率が七〇%というふう
に非常に下っておりますから、零細企業
の金融をやるといふ趣旨から、もう

政府案におきましては、二分五厘に引き上げられまして、塙精率が六〇%に引き下げられております。保険制度ができて以来、皆さんが御承知のように、塙精率は次第々々に改善されてお

それから保証料の引き下げということは、現在中小企業界の世論でございまして、保証協会といたしましても、保証料の引き下げをしなければいかぬと思っておるのでございますが、中小

上げるわけでございます。政府案によりますと、回収率を大体四三％くらいに見ておられるようでございます。これは保証協会ができてから昭和三十一年末までの、平均の回収率だそう

人件費の増加を、保証協会側に極力少く済むようにお願いしたい。今のままいきますと、この保険を利用する範囲が多くなるにつれて、二、三割人件

な事態にもなりかねないのでございまして、この際、保険手続その他の徹底的な簡素化を願ひまして、何とかして人件費、物件費の増加を来さないように、御配慮願ひたいということでございます。

最後に、保証協会の自主性の問題でございますが、これは、政府側からは非常に強い御支援を得ておりますが、心配はないのでございますが、往々、この公庫ができませんと、全国五十二の保証協会を、この公庫の支店にしようというふうな御意見も、世間で伺えるのでございます。われわれとしては、これはどんなにいたしとしても、保証協会の自主性というものは、尊重していただかなければならぬと考えておるのでございます。かりに、この公庫の支店長が地方に赴任するといまして、地方の実情にも十分通曉しない方が、せいぜい二年くらいおりました、そこで保証協会を運営すると仮定いたしますれば、自分のお間は、できるだけ手固い経営をいたしまして、もう危険のあるような保証はしない、こういう保身一方のことがなりがちでございまして、保証協会を健全に運営いたしますには、やはりその土地におります方々が、この土地の実情に詳しい、ほんとうに愛情のある保証をすることが、実情に即すると思うのでございます。かたわら、地方公共団体が、過去十数年間の保証協会を育ててきている熱情、愛情、そういう方面から見まして、物心両方面とも地方の公共団体と密接につながって運営する方が、実情に即した保証協会の健全な発展をはかるゆえんであると存じまして、この保証協会の自主性の確

立につきましたは、今後とも御配慮をお願いしたいと思います。

○小平委員長 次は吉橋参考人にお願ひいたします。吉橋参考人。

○吉橋参考人 全国地方銀行協会常務理事吉橋輝美でございます。簡単に意見を述べさせていただきます。

信用保険公庫法案、それに関連する法案について、一番大事な点は、従来、保険と保証と二段がまねになつておつたのを、業務分野を調整して合理化する、こういうことで今度の公庫法案が提案せられた、こう思うわけでございます。その業務分野の調整を、何が非常にあせり過ぎて、無理な急ぎ過ぎの点が、いろいろ今度の改正の中に織り込まれていられるように感じます。特に銀行といつたしましては、利用者の立場から、従来、保険と保証と両方を使つて、おむねスムーズにやつてきた。それを、今度は、改正法案の内容を見てみますと、急に保険の方をわざと使にくく持つていつて、そして保証の方は、保険の方が使えないために、保証の方を利用しようとしても、まだそこまでの能力ができていない、こういったような空間地帯ができていはいないかというところで、一番心配をいたしておるわけであります。その具体的な理由をいたしまして、二つの点を申し上げます。

第一点は、今度の公庫法に関連する一連の、特に信用保険法の改正の中で、融資保険と普通保証保険について、五十万円以下は扱わない、こういうふうになつておるわけであります。大体、保険において、たとえば、融資保険は、五十万円以下が六割二分、件数で占めておる。その六割二分のものが今まで保険にいつておつたのが、全部一挙に保証協会の保証に持ち込まれることになるわけであります。ところが受け入れ態勢の方で、二十億円の基金の増加、こういったことにしまして、おそろく昨年の十億円の例からいっても、金が現実基金として保証限度の拡張に役立つまでは、一年近くもかかりはしないか。また、人の面、仕事の能率の面におきまして、保証協会が、従来自然発生的に育ってきたもので、今日急に能率を上げるといふことは、一体この七月ごろまでにできるであろうか、非常に疑問があるわけであります。そういった点と、どういふことになるか。五十万円以下については、従来直接銀行から保険の方に持つていつて、そして融資保険をかけた。今度は受けつけられない。保証協会の方に持つていつた、基金が足りない、能率が上がらない、そういうことになりまして、結局そこに中小企業の信用補完というところに、空白の部面が出てきはしないか。基金においても、能率においても、五十万円以下の従来の六二%を、一方的に四月以降引き受けてやる自信がある、こういうことならばよろしい。しかし、従来の状況から見ても、非常にそれは困難なことじゃないかと思ひます。これが第一点であります。

それから第二点は、填補率について、全く魅力がない。これではとても利用できない。こういうように、わざとしておられるような感じがいたします。一例をあげますと、融資保険が、御承知のように一番利用の多いものであります。これの填補率を八〇から五〇に引き下げた。それはどういふことかとすると、百万円保険にかけます、そして回収期限がきていて、それが焦げついたら、半分の五十万円しか填補をせられない、ということになりますと、信用度の低い、危険率の多いものをその保険にかけたつて、その半分の回収では、とても保険の値打はないわけです。それから、保険の料率につきましても、融資保険だけは、いろいろお願いして据え置きになる。けれども、今度は普通保証保険、保証協会の方からかけるものについては、逆に引き上げておる。要するに、できるだけ利用の魅力をなくして、そして保証協会の方に一挙に持つていく。これは、方向としては、非常にけつこうであります。そういう方向に、業務分野の調整として、当然進むべきだけれども、あまり功を急いで急いでやろうとすると、受け入れ態勢のできていないところへ、片方で魅力のないようにして、こっちに追い込もう、こういうことが感じられますので、方向としてはけつこうですが、ここ一年くらい、保証協会の受け入れ態勢ができるまでは、現状据え置き、こういう線でぜひお願いいたしたい。

第一点の、五十万円以下は利用できないようにするこの点を、一年間くらいはそのまま利用できるようにする。第二点の、填補率、保険料率、こういったようなもの、填補率の一挙引き下げ、料率の引き上げ、こういうようなことを、一年間くらいは経過措置として据え置く、こういう線をお願いいたします。

以上であります。

○小平委員長 次は、岡崎参考人にお願ひいたします。

○岡崎参考人 私、全国中小企業等協同組合常務理事をいたしております岡崎であります。中小企業の指導機関という立場から、この法案についての希望意見を、簡単に申し上げます。

第一に、この法案は、信用保証と信用保険制度の一本化によりまして、中小企業者に対する信用補完制度の合理化と企業の強化をねらう、こういうこととあります。要するに、中小企業の中でも、零細企業と金融対策、こういう点から、きわめて適切な法案である、こういうふうな考えでおるのであります。以下、この法案の公庫の業務内容と申しますか、そういう点につきまして、意見を申し上げます。

第一は、包括保証保険の問題であります。この保証保険の種類を重視しておられることは、その保険の限度額が五十万円までのものと、それから五十万円超五十万円までのもの、この二つに区分いたしまして、なお、二十万円まで、二十万円超五十万円、五十万円超五十万円というふうに、保険料率の段階制を設けられた、こういう点において、中小企業金融、なかなか零細企業金融の線に沿つておるものと考へておるのであります。ただ、協同組合などの場合につきましては、従来の保証の限度額が、三千万円から一千万円に引き下げられた、これはなほ遺憾であると思ひます。これは、普通保証保険の場合にも、同様になつておるのであります。協同組合の場合は、たとえば一例を上げます

と、東京味噌醤油商協同組合であります。この組合は、五千三百人からの組合員を持つておるのであります。

従いまして、これらの組合がこの保険制度を利用いたします場合に、限度額を一千円で押える、こういうことは、はなはだ不当ではないかというふうに考へるのであります。むしろ個々の中小企業者を相手といたします場合よりも、協同組合という組織を通じて、この組合については、相当優遇措置があつてしかるべきではないかというふうに考へるのであります。従つて、協同組合に対する限度額といたしましては、組合員数の多寡によつてきめらるべきものであつて、限度額としては、少くとも一億円程度に引き上げる必要があるのではないかと、かように考へておるのであります。

次に、包括保証保険の料率の問題でございますが、包括保証保険制度は、公庫の業務の中で、最も重大な保険であると思つておりますが、同時に、六大都市と申しますか、そういう六大都市にある保証協会を除いた保証協会については、大体五十万円未満の保証が大部分を占めておる。こういうような現状に照らしまして、示された包括保証保険の料率を、あるいは填補率の点で、かなり納得のいかない保証協会もあるというふうに聞いておるのであります。これは、公庫の基金といたしまして、当初二百億が予定された。これが百億というふうになつて減せられたというふうな事情が影響いたしました。保険料率やあるいは填補率の面に現われておるのじゃないか、こういうふうには考へられるのであります。公庫は従来、信用保険特別会計制度と違ひ

まして、企業会計の方式によつて運営されていく、こういうことになると思ふのであります。しかしながら、基金の減少によるところの影響を、包括保険の対象業者である零細企業者、または小規模の保証協会に転嫁せられることのないような御配慮が願ひたいと思ふのであります。

次に、普通保証保険の場合でございますが、従来、填補率を引き下げ、かつ、この限度額を、従来の一千万円から七百万円に押えておるのであります。これが適当ではないと思ふのであります。少くとも六大都市にある保証協会のようなものにつきましては、従来通りの扱いが望ましいと思ふのであります。また協同組合の限度額につきましては、先ほど包括保証の場合に述べましたように、従来三千万円を一千万円に引き下げておるのであります。これは反対に一億程度に引き上げる、こういうことが実情に沿うものであると考へるのであります。

次に、融資保険の場合でございますが、融資保険は、逆選択方式であるがために事故率が最も高い。三十二年末現在によりますと、保険事故の件数においては六九・四％、保険金の支払率から見ても、七三・四％というふうになり、かなり高い事故率を示しておるのであります。こういう現状にかんがみまして、新聞等では、三年後にこれを廃止するのだというふうに聞いているのであります。しかし、この融資保険も、中小企業者に対する簡便な金融方式ということからいいますれば、やはり存置されることが望ましいと思ふのであります。しかしながら、このように事故率の高い保険のため

に、結果的には、これらの影響が、公庫の保険料率の算定の上に勘案されまして、他の一般利用者、あるいは保証協会の負担となる、こういうことがあつてはならぬと思ふのでございませう。従つて、融資保険もまた、中小企業者にとつては、よい制度ではあるものであります。事故率が高過ぎる、こういうことで、これを存続いたします場合におきましては、単に填補率を引き下げるとか、あるいは保険料率を引き上げるとか、あるいは解決される問題ではないと思ふのでございまして、本質的な研究対策が必要であらうと思ふのでございませう。

最後に、信用保証制度は、御承知のように、多年にわたつて、地方自治体の財政的支援によつて、今日の発展を來したものであります。加えて、戦後信用保証制度の併用、また信用保証協会の制定並びに政府の財政的援助もあつて、急速に今日の発展を見たのであります。願わくば、この公庫が発足する段階に至りまして、その公庫の運営に当りましては、この歴史ある地方の保証協会の自主性と、その機動性を阻害することのないよう、同時に、政府はなるべく近い機会に、公庫の基金につきましては、二百億などと言わずに、少くとも三百億程度を大幅に投入していただきまして、公庫は、この基金の運用、維持によりまして、その分を保険料率の引き下げに充当する、こういうような措置を考へていただきたいと思ふのでございませう。

以上、簡単であります。意見を申し上げた次第であります。

○小平委員長 次に、小淵参考人をお願いいたします。

○小淵参考人 私は、群馬県の信用保証協会の専務小淵一でございます。信用補完制度の強化措置に關しましては、いろいろ御考慮いただきまして、ありがとうございます。御礼を申し上げます。なお本日は、信用保証協会の実際の仕事に當つておる面から、いろいろ今度の新しい制度の面について意見を申し上げ、なお御考慮をお願いしたい、かように思ふのであります。

群馬県の信用保証協会は、全国五十の保証協会のうちで、昨年十二月末現在の保証の現在高が、十七番目になつております。ちょうど中位に位置しておりますので、大体全国の保証協会の標準になるのではないかと、かように思ふのであります。御存じの通り、狭い県下の中小企業者の信用程度といふものは、大体保証協会の当事者の頭の中に入つておるのであります。数回保証を繰り返してやつておる者、それから全然新しい保証申し込みの者、こういった人たちの大体の資産内容、事業の規模、実態といふものは、土地におりますと、はつきりわかるのでございませう。ことに、支所組織をとつておるところは、各地の商工会議所あるいは商工会等が窓口になつておりますので、土地の事情には非常に明るいのでございませう。中小企業者といふと、いかにも経営の基盤が薄弱でありまして、非常に危険率が多いようにもお考へる方もあるかと思ふのであります。が、実際金融機関の融資のベースに乘らないというふうな方々でも、保証協会の目から見ると、比較的まじめで、間違いが少いというふうなことが感じら

れるのでございませう。

当協会で、本年の二月末日までに保証の総額は、二万三千二百二十九件、三十九億一千七百七十五万円の保証をいたしました。そのうちで、代位弁済をしたものは二百二十五件、四千八百七十三万六千円でございます。その率は、総保証高の一分二厘四毛に当ります。従つて、保証したものを全部保険につける、そして保証協会の基本財産を擁護するといふようなことは、行き過ぎではないかと思ふのでございませう。もちろん保険料が、先ほど申しましたように、零に近い、あるいは補填率が一〇〇％に近いといふような欲ばつた形式が認められるなら、これもまた問題は別であります。現在の政府間でお考へる程度なら、全部を保険につける必要はないのじゃないか、こう感じられるのであります。保証したものを全部保険につける、そうすると、中小企業者がきわめて容易に融資を受けられるのだという考へ方はどうか。もし社会保障的な考へ方に徹底して、中小企業者は、どんな相手でも、無審査で保証するというのなら、別でございませうけれども、保険があるからといって、保証を無条件にするわけにはいかないと考へるべきであります。中小企業者を助ける、育成するといふことで、非常に危険のある、まじめでない中小企業者までも無条件で保証するといふことは、保証協会の基金が、都道府県なりあるいは国なりの公金、国民の税金から出ていることを考へると、これはとすべき措置でないと思へます。ゆゑに、保証協会で、保証の前に、業者の信用の調査を行つております。

その際、幾分これは危険はあるけれども、中小企業の育成強化のため、何としても踏み切って保証する必要があるという場合のみ、保険をつけなければいいのだ、こう考えております。

一体、保険料は、保証料の中から支払うものでありまして、業者に転嫁できない。従って、保険料を支払うことは、それだけ協会の収益減になるのではありません。現に群馬県の信用保証協会の最近支払った保険料の状態を申し上げてみますと、三十一年、三十二年、この二カ年間に四百六十二万五千六百十一円の保険料を支払いました。そうして、保険の給付を受けたのが幾らだったかと申しますと、六十五万八千円でありまして、わずかに一割四分二厘にしか当っていません。

協会は、保証料率を引き下げて、中小企業者の負担を軽減しようと、自分でも考えておりますし、またこれは周囲の世論でもあるわけでありまして、この保証料を引き下げるには、どうしても保険料の料率を引き下げなければ、この要望にこたえられないわけでありまして。現在、私どもの協会で、保証料を幾ら取っているかという、保証料は普通のものは日歩六厘でございまして、それから小口資金融資促進制度、これは県の条例で定めたものであります。これは日歩四厘五毛でありまして、今回、信用保証公庫の保険料率案は、普通保証保険は二歩五厘、填補率は六〇%。こういうことになりまして、年二分五厘は、日歩に換算しまして六厘八毛五系になる。私どもの協会は日歩六厘であります。六厘の保証料を取って六厘八毛五系の保険料を支払うたら、これは八毛五系の逆さやにな

る。なお、全国五十二の保証協会のうちには、私どもの保証協会よりなお安い日歩五厘くらいを保証料でやっている協会も、見受けられるようでありまして。こういう協会は、普通保険の利用は、とうてい不可能じゃないか、こう思われるのであります。

今までも、保険料率の改正はあったが、いつも、その改正のあるたびに、料率は引き下げられてきた。しかるに、今回は意外にも料率を五厘も引き上げた。しかも、填補率が低下した。これは全くいかなる理由であるか、私も全面的に苦むのです。この保険を、相当その保険手続を簡素化してやりまして、これはなかなか手が込むのでありまして、私どもの協会で、今十八人の職員を使っておりますが、これが包括保険の形でやることになりまして、今までの経験上、大体二名くらい増員しなければやっていかれない。一人当りの人件費、それに物件費、そういったものを加えて、一人が年四十万円としますと、大体二人で八十万円を増加しなければならぬ。こういうことになりまして、国から、たとえば借入金三千万円としますと、その利息と運営利益分を見ますと、大体とんとんになる。結局保険料の支払いだけが增加するということになるのであります。

この保険料算定の基礎資料、こういうものが、もう少し研究の余地があるのじゃないか、こう考えられるのです。たとえば、政府の案で見ますと、大体回収率を四三%と見ているようでありまして。しかしながら、全国平均は五〇%をこえている。五〇%とし

ますと、信用保証協会の要望する包括五十万円以下の保険料七厘、填補率九〇%、五十万円超保険料二分、填補率七〇%としますと、収支の差額は、政府の原案よりも三千四百二十二万円増加するという計算が成り立つのであります。協会では、代位弁済をしたあとで、数年にわたって逐次に回収をしております。これは、相手が中小企業でありますので、急速に回収をはかることは、どうしても苛酷請求にわたる愛いがあるというふうな見地から、あるいは月賦にするとか、あるいは年賦にするとか、ごくわずかの金を、長期間にわたって、無理のないような回収をするというふうな心がけております。このために、回収には相当長引きますけれども、長引くがゆえに危険が多いというふうなことは、考えられないわけでありまして。

公庫は、スタート早々から、そんなに独立採算制というのを気にする必要はないじゃないか。一年くらいの間は保険料を受け取る、そうして保険金の支払いというものは、おそらく一年後ないしは二年後になって現われてくるのじゃないかと思えます。どうかこの期間中にいろいろの御検討をいただきまして、初めから無理のないようになり、そうして弱小保証協会の行き立つような方法で、今度の公庫の発足をお願いしたい、かように思うのであります。

大体、以上申し上げたようでありまして、今度、公庫の案であるところのいわゆる普通保証保険、これを二分五厘ということにしますと、大体非常に欠損の出る協会が多くなるのじゃないか。私どもの協会でも、これによ

って損益予想をやってみますと、大体六十万円程度以上の損失になるようになっております。これは、せっかくここまでできて、信用保険の制度が強化されるときに当りまして、保証協会としまして、十分御協力申し上げるつもりでございますから、何とか保証協会の要望をいれていただきまして、そうして納得のいく線で発足さじていただきたい、かように念願する次第であります。

○小平委員長 以上で、各参考人の御意見の開陳は終了しました。これより参考人に対する質疑を許します。松平忠久君。

○松平委員 今、参考人の意見を伺っておりますと、この制度は方向としては非常にいいけれども、急ぎ過ぎるために、非常に欠陥が現われてきて、銀行の方も、保証協会の方も、これははなはだ不評である。言葉をかえて言え

ば、この公庫を発足させるために、公庫自体は独立採算制をいくけれども、その独立採算制を強行するために、保証協会の今までの填補率を引き下げた、保証料率を上げたりしなければや

く、こういうことになったわけでありまして、いきなりすぐ全部包括に持つていくのが、一つの方向であらうとは思いますが、いきなり今までの小口保険というものを全部やめてしまつていいかどうか。

それからもう一つ伺いたいのは、融資保険は、保険料率は大体同じでありますけれども、填補率が八〇%から五〇%に下つてしまつた。今の銀行の方の吉橋さんは、それでは保険の価値がないじゃないか、こういう御説明をされたわけでありまして。そこで岡崎さんは、中小企業者というものは、今まで通り小口保証保険というものがあつた方がいいのかどうか。それから融資保険というものは、存続されますけれども、八〇%の填補率が五〇%に下る、こういう制度でいいのかどうか、そういうことをまず伺いたいと思ふのです。

○岡崎参考人 お答えいたします。小口保険制度につきましては、実は触れませんでした。制度としては残していただきたい、こう考えるのであります。従来、たとえば協同組合の場合に、一人当り五万円という線で小口融資をする、あるいは一人当り二十万円で中口融資をするというふうなことで、小口保証による保険制度というものを活用されておつたのでありまして、願わくはこれを存続していただきたいと思ふのであります。ただ、公庫の考え方といたしまして、包括保証保険制度が強く打ち出されております関係上、この制度がうまく利用されれば、これがいいじゃないか。ただし、ここに填補率、あるいは一番問題でありますところの保険料率の点が問題で

あるであります。これが前からの形
において、もう少し両者歩み寄る方法
はないか。と申しますのは、先ほど申
し上げましたように、当初の公庫の基
金二百何億が百億に減額されまし
て、その減額された姿においてのい
ろんな業務や何かを考えておられる
のであります。その辺が、いろいろ保
険料率や何かの面に影響しておるの
じゃないか、こういうふうにお考えお
るのであります。

それからもう一つの、融資保険につ
いての増補率が、八〇%が五〇%に
下った。これは、先ほど申し上げまし
たように、この制度も、やはり簡易な
保証保険方法によりまして融資ができ
るという点につきましては、制度とい
たしまして、中小企業者のために残し
ていただきたいと思うのであります
が、ただ、何せこの融資保険という
のは、事故率が非常に高い。先ほど申
しました六七・何%という様な件数
からいいますと、大部分が融資保険
に集中しておるという関係上、たとえ
ば今度の公庫法などの基金あるいは運
用益のすべてが、こちらの融資保険の
方に集中いたしましたして、他の方が利用
できないということになりますと、勢
い融資保険というものが、他の包括保
険その他の犠牲においてどうやら成り
立つという結果を招きはせぬか、こ
ういうことを懸念いたしておるのであ
ります。私は八〇%が五〇%に下った
ということよりも、この保証制度を、根
本的にもう少し考え直す必要があるの
じゃないか、こういうことを考えてお
る次第でございます。

○松平委員 われわれも、この融資保
険が、やはりこの制度をやっていく上
第一類第九号 商工委員会議録第二十一号 昭和三十三年三月二十五日

においては、一つのガンというか、ガ
ンとまでいかなくても、なかなかむず
かしい問題である。ですから、漸減の
方針は一応考えるべきだというふう
に考えておられるけれども、しからば、こ
れをどういうふうにしてその事故率の多
くなるのを防いでいくかという、今あ
なたが言われた根本的な研究をしなく
ちゃならぬというふうな考え方で、何
かい案がございしたら、御参考ま
でに伺いたいと思うのです。

○岡崎参考人 お答えいたします。実
はその点につきましては、私はずぶの
しろうとでございますので、あいにく
まだ具体的な研究の持ち合せはいたし
ておりません。

○松平委員 その次に、群馬県の小淵
さんにお伺いしたいのですが、この制
度をこの法律案通りにやっていますと
と、あなたの方の協会というものは、
一体どの程度損害がふえるのですか。
たとえば人件費は、先ほど聞くと二人
増強しなくちゃならぬというお話だっ
たし、それから持ち出しとして、かな
り保険料を払って、給付はあまり
ない、こういうことではなからうかと
思うのですが……

○小淵参考人 申し上げます。大体保
証料を千六百八十六万三千円、これは
大体平均残高を八億五千万円と見まし
て、そのうち支払う保険料が八百四十
九万一千五百円、そのほか人件費、い
ろいろなものを差し引きしますと、五十
七万三千九百九十円の損害という計算
になります。

○松平委員 それは一年ですか。
○小淵参考人 そうでございます。

○松平委員 そういたしますと、深瀬
さんに伺いたいのだが、この制度を実

施するために、全国の地方の保証協会
が損をする額というものは、大体幾ら
になりますか。それから、損をした場
合に、そのために少し困る保証協会が
出てきませんか。またそういう場合に
は、地方公共団体の長は、一体どうい
う態度をとっておるか。私どものとこ
ろにも、地方公共団体の長から、こ
ういう制度はやめさせてくれという強い
陳情が、各委員のところにくていて
思う。そのことを伺いたい。

○深瀬参考人 松平先生からの御質問
の、全国の保証協会で、どれくらい損
が出るかという総体的な計算は、今出
ておりません。今、群馬県の保証協会
からお話しになりました件でございま
すが、群馬県の保証協会は、今まで保
険を比較的良好に利用している協会でござ
います。従いまして、こういうふうな
全面包括に近い制度になりましたと
比較的影響の少ない協会でございます
が、今まで保険を利用している率が非
常に低い協会は、それだけ保険料を余
分に払うことになりまして、非常に
影響が出てくる、こういうことに御了
解願いたいと思います。

それから、府県との関係でございま
すが、もし政府案を強行いたしますと
しますと、五十万円以下につきまして
は、どうも自分の協会の経理上、国家
資金の貸付は受けたいけれども、保険
は利用しない方がむしろ得だという協
会が、五十二の中で幾らありますか、小
さいところで相当数出るのじゃないか
と、心配いたしておるのであります。

それから、五十万円超の普通保証保
険が、こういう改悪の状態でございま
すと、むしろ保険料を払って公庫の保
険につけるよりは、保険をつけない方

が利口だ、それから大きな協会がござ
いますと、自家保険をやった方がむし
ろ利口だ、こういう協会が出るおそれ
がありまして、制度そのものは、非常
にりっぱな制度でございまして、せ
かくこういう制度がございまして、
それを利用したいということとは、全
中小企業にとりまして、まことに遺憾
なことではございません。われわれとい
ましては、何とかしてこれに食いつ
いていけるような線を出していただき
まして、ひとしくこの制度を利用でき
るというふうな持っていていただき
たいと切望いたします。

○阿左美委員 関連して。
吉橋さんにお伺いいたしますが、こ
の政府提案によりまして、融資保険
は、現状では認めておりますが、漸次
これは廃止に持っていくことになるの
でございますが、融資保険に對しまし
て、これはあくまでも存続し、認めた
方がよいのか。またその理由は、どうい
う理由がありますか、お聞きいたした
と思います。

○吉橋参考人 融資保険と信用保証協
会の保証とがダブったような状態に
なっておりますので、この点の業務分野を
はっきり調整した方がよいということ
で、この問題が取り上げられてきた。
従って、融資保険を廃止するというこ
とは、将来の方向として、けっこうだ
と思います。ただ、その廃止するにつ
いては、保証協会の資力なり機能なり
が充実する度合いに応じて漸次交代し
ていく、こういう方向でいってもいい
です。それが充実しないのに、急激に交
代を行く、こういう点が理解できな
い、こういうわけでありまして。

○阿左美委員 その充実するというこ
とは、どの程度、どういうことになる
のですか。
○吉橋参考人 たとえば保証基金につ
きまして、現在の保証基金では、保
証限度に達しているような協会もあ
る。従って、政府の方から貸付金が出
る、こういうったものも、貸付金が出
る人の面におきまして、従来保険に
かけておったのが、全部保証協会の方
へ入っていくわけでありまして、そ
れが処理できるような人的構成なん
かと思ひます。

○阿左美委員 地方の金融機関を通じ
ての融資保険というのは、やはり協会
と地方の金融機関というものは、非常
につながりがありますし、むしろ日常
のつながりというものは、地方の金融
機関と業者というものがつながって
おる。そういうようなことから考えて
みますと、調査も常に完全にできてお
りますし、その内容もまた人格というこ
も、この地方金融機関というものは、
よくおわかりになっておるのです。た
とえば、保証協会というものは、各県
にそう何カ所も作るわけにいかぬ。
一カ所である。私は埼玉県秩父で
ございまして、浦和に置くということに
なりますと、秩父から浦和まで来るとい
うことよりも、やはり地方の金融機関
とのつながりにおいて、そういうこと
をする方が、非常に便宜があるのじゃ
ないか、こういうふうにお考えます。
そういうような点から考えてみますと、
融資保険というものの対しましても、
これはどうも多少の弊害もあると思
ひますが、その弊害を改めれば、あ
ながちこの保証制度というものが、実

際問題として存続する必要があるのではないか、こういうふうな考えがあるので、やはりこれはなくとも、差しつかえはないのですか。

○吉橋参考人 あればあるに越したことはないと思いますけれども、融資保険も合理的に強くしていく、保証協会の方も合理的に強くしていく、こういうふうな両方をねらったのでは、うまくいかないだろう。どっちか一方をねらうというか、業務分野のダブっているのを調整しようというわけでございます。利用者側としては、あるに越したことはない。ある方がいいわけじゃないので、保証協会の方を強くしても、こう、こういうわけでありませう。

○阿佐美委員 あればあるほど都合がよろしいというものを、何ゆえにこれをなくすかということをお互いに考えなければなりません。大体、本日の参考人の御意見を伺いたしますと、今度の制度は改悪である、むしろ現状のまま置いておいた方がよろしいという御意見のように聞いておられるわけですが、はなはだどうもそういう点に對しましては、われわれ不可解なところがあるのです。私どもは、せめて今回のこの制度は、改悪でなくして、中小企業金融上、非常に得るところがあるとして審議をしておるわけでございませう。参考人の意見を聞きますと、これは改悪である、むしろ現状のまま置いておきたいというふうな御意見をお伺いするわけですし、はなはだもって私どもとしては不可解な点があると思います。

○吉橋参考人 自分は改悪であるとは申しておりません。方向としてけつこ

うでございませう。ただ、その改めるのに、急ぎ過ぎておるから、その点を、テンポを合わせてやっていただきたい、こういうわけでございます。

○松平委員 これは小淵さんに実情をお伺いしたい。あなたの保証協会では、保険をつけているものについて事故の発生したとき、現在の特別会計の制度におきまして、代位弁済をして、そうして特別会計からその金がくるまで、大体何カ月かかるか。私ども聞いていますところでは、半年くらいかかる、だから代位弁済でもつては、金が回らなくて困るということ、地方保証協会から聞いたこともある。だから、事務を簡素化せよということが問題になりまして、幾分簡素化されておるだらうと思いますが、実情はどうですか。正直にお答え願いたい、金がくるのに、何カ月くらいかかりますか。

○小淵参考人 もとははいふ手間をとったのであります。私どもの業務方法書でいいますと、期日がきて、三カ月たつて返済のないときは、代位弁済の請求をする。そうすると、私どもは代位弁済を実行いたします。実行いたしますから、保険金の請求をいたします。大体、早いときは三月くらいでございませう。おそくとも六カ月くらいでございませう。昔より最近だといふその点早くなりました。

○松平委員 早くなって三カ月というわけですか。聞くところによると、手続が非常にめんどくさくて、書類が十三通も要するのだということ聞いたのですが、現在はどういう書類を要求されておりますか。

○小淵参考人 私を担当者でないの

で、そうごまかいことは知らないのではありませんが、非常に手間がかかるというところは、常に係が申し出ておりまして、私どももいたしまして、もう少し簡素化できないものであらうかと、常に考えております。

○松平委員 そういたしますと、今のお話の中の人件費がふえる、つまり、人員をふやさなければならぬというふうなことは、これは事務をもっと簡素化すれば、その点はやりくりがつくというふうな面も出て参りますが、それも、今までのお役所式なことが続けられるから、その点についても、この法律の内容から見れば、簡素化ということとは、あまり行われるようなこともないから、その点の見通しなんか、立てたことがございませうか。

○小淵参考人 事務が簡素化すれば、幾分は人件費が節約できるのではないかと思います。これは包括保険になりますと、これは包括保険になりますと、いわゆる事務量がぐく多くなりますから、結局ふさなければならぬと思います。

○松平委員 これは吉橋さんにお伺いしたい。先ほどの融資保険の事故率ですが、この融資保険の事故率は、この制度が発足した当時とその後において、かなり相違がだんだん出ておるのではなからうかと思う。私は、信用保険制度ができたとき、そのころは銀行が、とにかく上げつきのようなものをどんどん整理するために、頭がいいから、この制度を悪用したという活用したというふうか、そういう向きがあったように思う。その後批判もだんだん出てきて、銀行自体も考えるようになったのではなからうかと思ひますが、その事故率の発生割合と申しますか、最近に

おけるそういうものを、もし御記憶であれば、ちよつと伺っておきたいと思ひます。

○吉橋参考人 融資保険の方の事故率が高いという点は、御指摘の通りでございまして、中小企業庁の方からも、御注意がございまして、また特に特殊な事故率が高いと思われるような金融機関には、融資保険のワクの割当を停止せられまして、内部でも、そういったことのないように注意をいたしております。現在、事故率はどの程度になっているかというところは、ちよつと記憶がありませんが、中小企業庁の方からでも……私、確かな記憶がございませぬ。

○松平委員 中小企業庁の方に、そういう資料がございませうか。融資保険の事故の推移ですね、もしありましたら、資料として出していただきたい。

○川上政府委員 今、持ってきておりませんが、この次出します。

○松平委員 それから、あちこちにありますが、委員長にお願いしたいのですが、金融制度調査会の答申案が出ておる。それから小委員会の結論というものもあるわけでありますが、この資料を配付願うよう取り計らわれない。この法案については、あらためて政府にぜひぶん問いたさなければならぬ問題が、だんだん出てきたと思うのです。そこで、きょうはこの程度でやめていただきます、あらためてやっていたらいいと思ひます。

○小平委員長 承知いたしました。参考人各位には、御多用中のところ、長時間にわたり種々御意見を承わりましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日はこの程度にとどめます。次会は明二十六日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二分散会

〔参照〕

日本貿易振興会法案（内閣提出第八号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕